

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成26年4月28日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	田 中 裕 子
同	西 田 尚 美

記

1 定期監査

会計課
市議会事務局
選挙管理委員会事務局
公平委員会事務局
農業委員会事務局
固定資産評価審査委員会事務局

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896 (直通)

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

平成26年4月28日

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議員 土井田隆行様

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	田中裕子
同	西田尚美

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成25年12月16日から平成26年3月28日まで

2 監査の対象部局

会計課

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成24年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とする)

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

【会計課】

1 契約事務について

業務委託契約締結に係る伺書において、随意契約における地方自治法施行令の適用条項が適切でないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

2 備品管理事務について

備品の交付要求票において、主管出納員欄に出納員でない者の押印がされているものが見受けられたので、適正な事務処理の確保に努めること。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議員 土井田隆行様

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	田中裕子
同	西田尚美

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成25年12月16日から平成26年3月28日まで

2 監査の対象部局

市議会事務局

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成24年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とする)

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

【市議会事務局】

1 契約事務について

契約相手方から提出された業務再委託申請書に、契約書で定められている必要事項の一部の記載がなく、また、再委託申請書受領後に文書による承諾が行われていないものが見受けられたので、適切な事務処理に改めること。

2 文書事務について

伺書において、決裁過程において必要な決定者の押印がされておらず、また、起案内容と直接関係のない内容の記載がされているものが見受けられたので、今後適切な事務処理に努めること。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 土井田隆行様
八尾市選挙管理委員会
委員長 高田寛治様

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	田中裕子
同	西田尚美

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成25年12月16日から平成26年3月28日まで

2 監査の対象部局

選挙管理委員会事務局

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成24年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とする)

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

【選挙管理委員会事務局】

1 会計事務について

細節間流用決定書において決裁が不足しているもの、また、物品検収書兼購入通知書において消去可能なペンを使用しているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

2 文書事務について

伺書において、決裁が不足しているものや決裁日等の記載がないもの、廃棄年月が誤っているもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

3 契約事務について

契約締結に係る伺書において契約予定金額等の記載がないものや随意契約となる理由の記載がもれているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

4 選挙人名簿の閲覧事務について

(1) 選挙人名簿抄本閲覧申出書において、受付処理がされていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

(2) 必要事項の記載がもれている選挙人名簿抄本閲覧申出書を受理しているものが見受けられたので、適正な事務処理の確保を行うこと。

5 備品について

備品台帳から抽出し、現品と照合したところ、廃棄手続きが行われていないものが見受けられたので、備品台帳の整備を図ること。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 土井田隆行様
八尾市公平委員会
委員長 古橋健士様

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	田中裕子
同	西田尚美

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成25年12月16日から平成26年3月28日まで

2 監査の対象部局

公平委員会事務局

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成24年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とする)

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 土井田隆行様
八尾市農業委員会
会長 井藤京一様

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	田中裕子
同	西田尚美

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成25年12月16日から平成26年3月28日まで

2 監査の対象部局

農業委員会事務局

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成24年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とする)

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

【農業委員会事務局】

1 証明発行事務について

(1) 農地関係諸証明手数料について、現金徴収後、金融機関に納入するまで日数を要しているものが見受けられた。公金の管理、特に現金等の取扱い及び保管方法については、従前より厳正かつ適正に取り扱うよう注意喚起が行われている。

公金の管理についてはその重要性を再認識し、八尾市農業委員会事務局規程に基づき、適正な事務処理を行うこと。

(2) 農地基本台帳に基づく証明書を発行する際の申請者及び代理人についての本人確認等について、取扱いがルール化されておらず、確認事項が明確となっていなかったため、八尾市個人情報保護条例の施行に関する八尾市農業委員会規程に基づき、個人情報の適正な管理を行うこと。

2 文書事務について

伺書や文書処理簿において、修正テープを使用しているものなどが見受けられたので、八尾市農業委員会事務局規程に基づき適正な事務処理を行うこと。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 土井田隆行様
八尾市固定資産評価審査委員会
委員長 笠井靖彦様

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	田中裕子
同	西田尚美

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成25年12月16日から平成26年3月28日まで

2 監査の対象部局

固定資産評価審査委員会事務局

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成24年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とする)

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

【固定資産評価審査委員会事務局】

1 文書事務について

伺書において、施行日及び完結日の記入のないものが見受けられたので、八尾市文書取扱規程等に基づき適正な事務処理を行うこと。